

平成28年度 安全報告書



平成29年7月

エムケイ観光バス株式会社

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する重点政策
3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況
4. 輸送の安全に関する計画
5. 安全統括管理者
6. 安全管理規程
7. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
8. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

輸送の安全に関する重点施策

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修について具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること

安全基本方針

MK6つの基本

●MK6つの基本

- ①安全運行に努めること
- ②笑顔でハキハキと挨拶をすること
- ③言葉遣いは丁寧にする
- ④ドアサービスを徹底すること
- ⑤身だしなみを清潔にすること
- ⑥車輻美化に努めること

安全運転3原則

●安全運転3原則

- ①交通ルールの遵守
- ②多段発進
- ③表示確認、右左折確認

接客マナー3原則

●接客マナー3原則

- ①笑顔の出会い
- ②全てに気配り
- ③双方感謝

安全スローガン

「意識してゆっくり操作で事故はゼロ」

輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 平成28年度の輸送の安全に関する目標の達成状況は以下のとおりです。

目標	達成状況
① 死亡事故 0件	死亡事故の発生はございません。【達成】
② 有責人身事故 10件以下	7件 (前年対比▲2件)
③ 飲酒運転 0件	飲酒運転事案はございません。【達成】
④ 有責重大事故 0件	発生はございません。 【達成】
⑤ 有責車内人身事故 5件以下	3件 (前年対比 同数)

【平成29年度 輸送の安全に関する目標】

- (1) 死亡事故 「ゼロ」
- (2) 有責人身事故 「8件以下」
- (3) 飲酒運転 「ゼロ」
- (4) 有責重大事故 「ゼロ」
- (5) 有責社内人身事故 「3件以下」

エムケイ観光バス株式会社 年間教育計画(平成28年度)

	全体教習	①サービス	②重点指導項目	③安全指導・健康管理	④外部講師
4月	全員業務集会	笑顔	旅客乗降中の安全確保		
5月	山城教習	挨拶	事業用自動車の安全運行と旅客の安全を確保する為遵守する基本事項		
6月	全員業務集会	言葉遣い	健康管理の重要性	全集外部講師(生活習慣病健診結果の分析)	工場保健会保健師 鳩原 由子様
7月	山城教習	ドアサービス	危険予知訓練	夏期健康診断 (夜勤業務従事者)	
8月	全員業務集会	身嗜み	運転者の運転適性に応じた安全運転	夏期健康診断 (夜勤業務従事者)	山城教習所 浜田 一郎様
9月	山城教習	車両美化	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらの対処方法		
10月	全員業務集会	笑顔	運行管理・営業区域による道路状況の把握		
11月	山城教習	挨拶	緊急時の対処方法	インフルエンザ予防接種 推進	
12月	全員業務集会	言葉遣い	危険予測及び回避活動	健康診断 (生活習慣病健診)	弁護士 山浦美卯様
1月	山城教習	ドアサービス	事業用自動車の構造上の特性	健康診断 (生活習慣病健診)	
2月	全員業務集会	身嗜み	異常気象時における対処方法	健康診断 (生活習慣病健診)	
3月	山城教習	車両美化	危険予知訓練	健康診断 (生活習慣病健診)	

※全集に参加できない場合は、各営業所にて開催のミニ全集でフォローアップ

※事故者全員に対してヒアリング実施

※新人研修(月～金)採用予定者あればその都度実施、平成28年12月より新人研修6日間(月～土)に変更 実技教習20時間を確保する為

エムケイ観光バス株式会社 年間教育計画(平成29年度)

	全体教習	①サービス	②重点指導項目	③安全指導・健康管理	④外部講師
4月	全員業務集会	笑顔	旅客乗降中の安全確保		
5月	山城教習	挨拶	事業用自動車の安全運行と旅客の安全を確保する為遵守する基本事項		
6月	全員業務集会	言葉遣い	健康管理の重要性	全集外部講師(生活習慣病健診結果の分析)	草津総合病院 循環器内科部長 原正剛様
7月	山城教習	ドアサービス	危険予知訓練	夏期健康診断 (夜勤業務従事者)	
8月	全員業務集会	身嗜み	緊急時の対処方法	夏期健康診断 (夜勤業務従事者)	京都市消防南レスキュー チーム
9月	山城教習	車両美化	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらの対処方法		
10月	全員業務集会	笑顔	運行管理・営業区域による道路状況の把握		
11月	山城教習	挨拶	運転者の運転適性に応じた安全運転	インフルエンザ予防接種 推進	
12月	全員業務集会	言葉遣い	危険予測及び回避活動	健康診断 (生活習慣病健診)	
1月	山城教習	ドアサービス	事業用自動車の構造上の特性	健康診断 (生活習慣病健診)	
2月	全員業務集会	身嗜み	異常気象時における対処方法	健康診断 (生活習慣病健診)	
3月	山城教習	車両美化	危険予知訓練	健康診断 (生活習慣病健診)	

※全集に参加できない場合は、各営業所にて開催のミニ全集でフォローアップ

※事故者全員に対してヒアリング実施

※新人研修(月～金)採用予定者あればその都度実施、

平成26年1月6日

近畿運輸局長 殿

住 所 京都市南区上鳥羽北花名町 1-1
名 称 エムケイ観光バス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 金本 達也

安全統括管理者選任届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
名 称 エムケイ観光バス株式会社
住 所 京都市南区上鳥羽北花名町 1-1
代表者名 代表取締役社長 金本 達也
- 2 選任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
安全統括管理者 梅木 稔 昭和31年9月1日
- 3 選任した年月日
平成26年1月6日

添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を備えることを証する書類

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を備える者であることを証します。

住所 京都市南区上鳥羽北花名町 1-1
エムケイ観光バス株式会社
代表取締役社長 金本 達也

選任した安全統括管理者：梅木 稔

社内での役職：主任

(1) 安全統括管理者に選任した梅木 稔は次の業務に通算して三年以上従事の実験を有しています。

<input type="radio"/>	イ. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
	ロ. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
<input type="radio"/>	ハ. イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

(該当するものに○をつける)

部署	主な業務	在職期間
東京事務所	営業所長	平成21年12月～平成23年12月
教習センター	新人教習及び再教習責任者	平成24年1月～ 現任
本社営業所	統括運行管理者	平成24年12月～現任

エムケイ観光バス株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共

有すること。

- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内各課を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安

全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制

は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する重点施策、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する内部監査結果については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

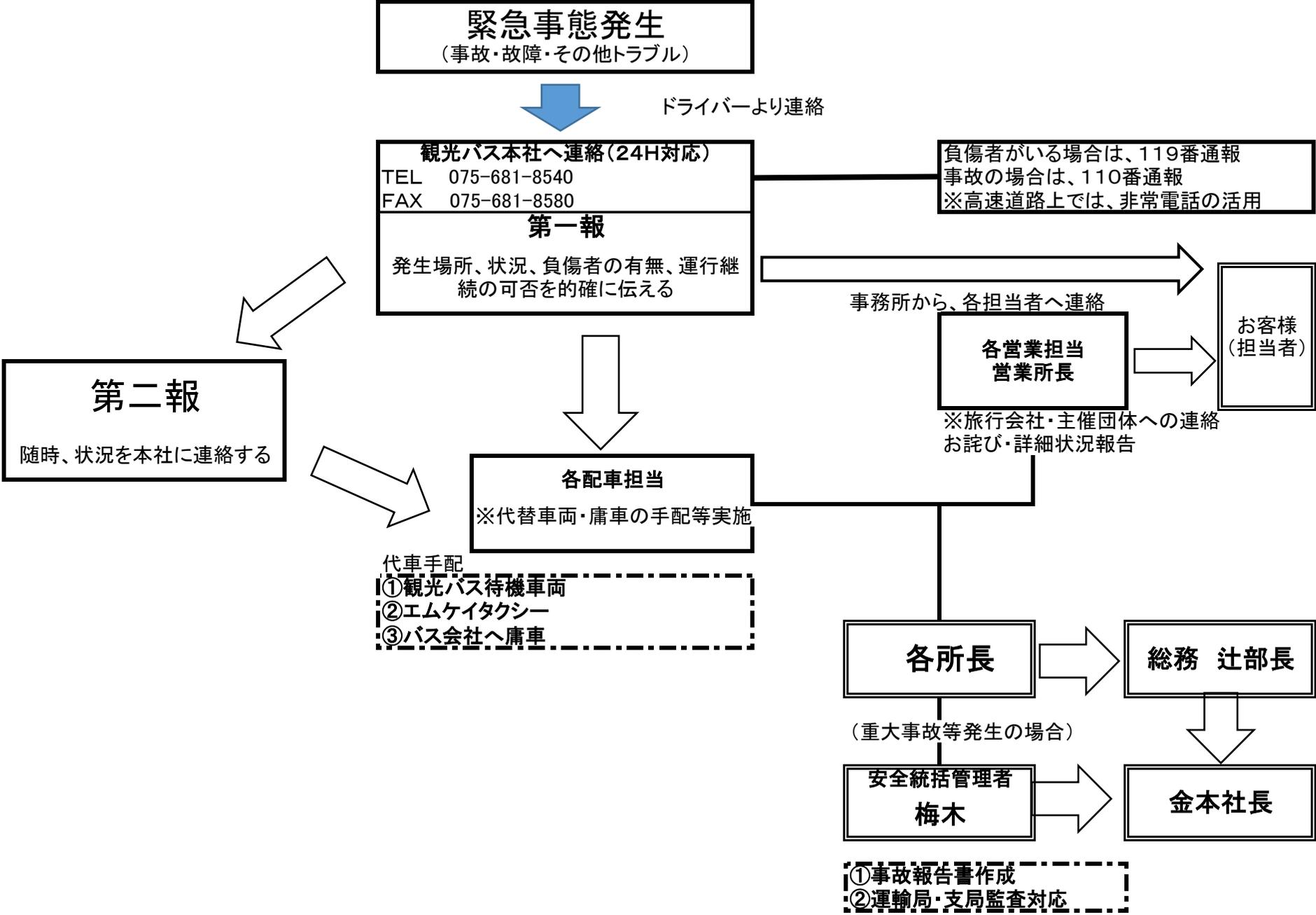
第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、内部監査の結果等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

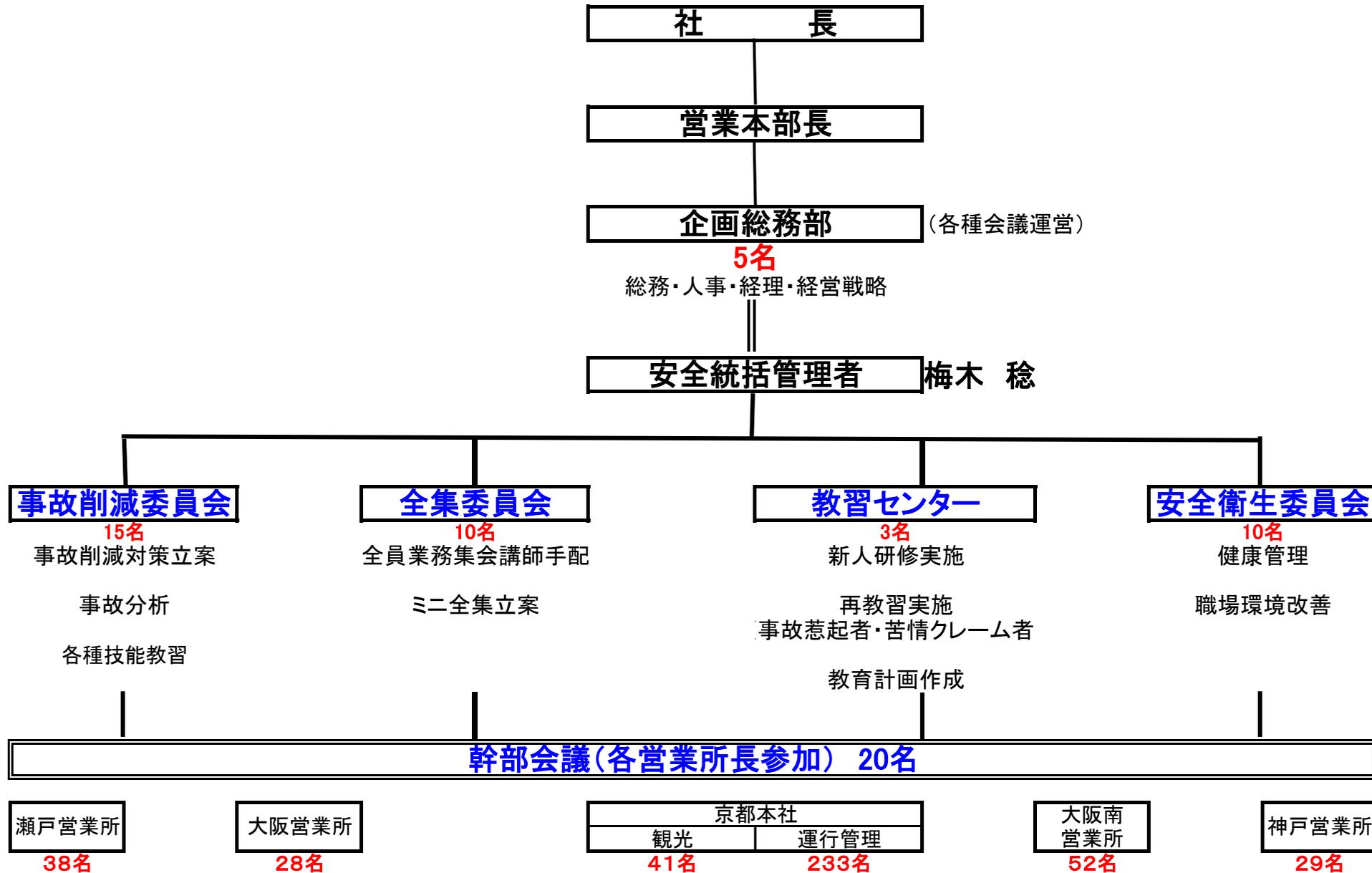
制定 平成 25 年 10 月 1 日

以上

緊急時対応組織体系



組 織 図



安全管理体制に係る 内部監査手順書

エムケイ観光バス株式会社
制定日 平成28年3月20日

1 目的

本手順書は、当社が構築・運用している運輸事業に係る安全管理体制に関する内部監査（以下「内部監査」という。）について、内部監査に従事する要員の責任・権限、内部監査の計画から完了に至るまでの手順などを定め、内部監査が適切かつ確実に行われ、もって、上記安全管理体制の更なる改善を図ることを目的とする。

2 適用

本手順書は、安全管理規程が適用される経営管理部門に適用する。

3 関係文書

- ・道路運送法及び同法施行規則
- ・安全管理規程、その他安全管理に関する社内規程
- ・手順
- ・運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン
- ・安全管理に関連する以下の記録
 - (ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告の記録
 - (イ) 事故情報及びヒヤリ・ハット情報の報告記録
 - (ウ) 安全に関する教育・訓練の記録
 - (エ) 内部監査の実施に関する記録
 - (オ) マネジメントレビューの記録
 - (カ) 是正措置及び予防措置に関する記録 など

4 定義

- (1) 定期内部監査：年1回定期的に安全統括管理者が指定して実施する内部監査
- (2) 臨時内部監査：重大事故等が生じた場合であって、経営トップ又は安全統括管理者が必要と認めた場合に実施する内部監査
- (3) 内部監査員：社内の内部監査研修及び運輸安全マネジメント研修を受講した者、国土交通省主催の運輸安全セミナー（ガイドライン・内部監査）を受講した者又はそれらの者と同等の能力を有する者のうち、内部監査を実施する要員として安全統括管理者が指名した者
- (4) 監査リーダー：内部監査員のうち、個々の内部監査を計画し、実施し、完了することができる者であると安全統括管理者が認めた者
- (5) 監査チーム：個々の内部監査を計画し、実施し、完了するため、安全統括管理者の指名を受けた監査リーダー1名及び内部監査員1名以上で構成される監査実施チーム

5 責任

- (1) 安全統括管理者：各内部監査員を指導・監督し、内部監査に係る業務全般を統括・管理する責任を有する
- (2) 監査リーダー：監査チームメンバーである内部監査員を指導・監督し、担当する個々の内部監査を計画し、実施し、完了する責任を有する
- (3) 内部監査員：担当する内部監査業務を遂行する責任を有する

6 手順

内部監査は、以下の手順により実施する。

ただし、本手順書によりがたい場合であって、安全統括管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 被監査者における安全管理体制に関する取組について、関係法令及び安全管理文書に適合しているか否かを確認すること
- (2) 被監査者における安全管理体制に関する取組について、その実施体制・手順等が確立され、PDCAサイクル（各取組が計画的に実施され、その実施状況を検証・評価し、それらの結果を踏まえ、必要に応じ、見直し・改善を図ること）を適切に機能しているか否かを確認すること
- (3) 被監査者における安全管理体制に関する取組について、安全管理体制上、どのような効果を出しているか否かを確認すること
- (4) 上記（1）、（2）及び（3）の結果、把握した不具合等について、被監査者と一致協力して改善に向けた取組を進めること
- (5) 上記（1）、（2）及び（3）の結果、把握した優良事例について、安全統括管理者の了解のもと、社内に周知・奨励すること

5. 監査スケジュールの作成等

監査リーダーは、被監査者の責任者又はその補助者と監査日時を調整のうえ、「内部監査スケジュール」を作成し、監査実施日の1ヶ月前までに被監査担当者へ送付する。

6. 被監査担当者の事前準備

被監査担当者は、監査実施日までに関係要員の出席手配、監査に必要な控室、備品等の準備を行う。

7. チェックリストの作成

監査リーダー及び内部監査員は、前回までの監査で把握した不具合等の傾向分析、過去確認していない事項、年度の「重点監査項目計画書」等を踏まえ、「内部監査チェックリスト」を作成する。

8. 監査チーム打合せ

監査リーダーは、監査実施日までに監査チームメンバーとの間で打合せを実施し、監査スケジュール、監査内容を周知するとともに、「内部監査チェックリスト」の確認・修正等を行う。

9. 内部監査の実施

(1) 監査開始時の打合せ

内部監査の開始冒頭、監査リーダーは、被監査担当者、監査チームメンバーである内部監査員等の間で打合せを実施し、次の事項を説明・周知する。

- ① 内部監査員チームメンバーの分担事項
- ② 監査範囲及び重点監査項目
- ③ 監査スケジュール
- ④ 監査結果の報告方法
- ⑤ 監査で把握した不具合等及び優良事例の取扱い
- ⑥ 監査終了時の打合せへの被監査者関係者の出席要請

10. 監査終了時の打合せ

内部監査の終了時、監査リーダーは、被監査担当者、監査チームメンバーである内部監査員等の間で打合せを実施し、次の事項を説明する。

- ① 監査結果全般の講評・所見
- ② 不具合等がある場合：
 - ・是正／改善措置要求事項の説明（是正／改善措置要求書に被監査部署の長が署名）
 - ・是正措置の完了予定日の調整(是正／改善措置要求書に記載)
 - ・是正／改善措置要求書（正）の手交
 - ・最終監査報告書等今後のスケジュール
- ③ 優良事例がある場合：優良事例の内容と当該事例の今後の取扱いの説明

11. 監査報告書の作成等

(1) 監査報告書の作成

監査リーダーは、内部監査終了後速やかに「監査報告書（別紙－7）」を作成する。

(2) 監査報告書の承認

監査リーダーは、作成した監査報告書及び是正／改善措置要求書(写)を安全統括管理者に提出する。安全統括管理者は、提出された監査報告書について、被監査者の責任者の確認を得たうえで、経営トップの承認を受ける。

(3) 監査報告書の送付

安全統括管理者は、承認を受けた監査報告書(正)を被監査部署に送付するとともに、写しを2

部作成し、1部を監査リーダーに送付し、1部を、最終監査報告書が提出されるまで安全統括管理者が保存する。

監査担当者は、最終監査報告書が提出されるまで、送付された監査報告書を保存する。

12. 実施日

平成28年3月20日

以 上

平成29年 3月 2日

安全統括者	企画総務 部長
印	印

エムケイ観光バス株式会社
代表取締役社長 金本 達也 殿

大阪南営業所監査報告書

安全管理規定に基づく監査を実施しましたので、以下の通りご報告を致します。

監査実施日	平成29年3月1日(水)
監査対象部門	大阪南営業所
監査員	梅木 稔(安全統括管理者) 辻 智史(総務部長)
監査の目的	運輸安全マネジメントの浸透度の確認
重点監査事項	①経営者が推進する安全対策に対する理解度の確認 ②前回監査の指摘事項

監査結果

監査全般の所見	とくに問題は見られなかった
重点監査項目の 所見	①経営者が推進する安全対策を理解している事が確認できた ②指摘事項に対する改善をおこなっている事が確認できた
前回監査の改善 事項	前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されている

監査員 梅木 稔 印

監査員 辻 智史 印

以 上